

# 第 37 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和 2 (2020) 年 12 月 9 日 (水) 18 : 15 ~

場所 県庁舎本館 8 階 危機管理センター本部室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

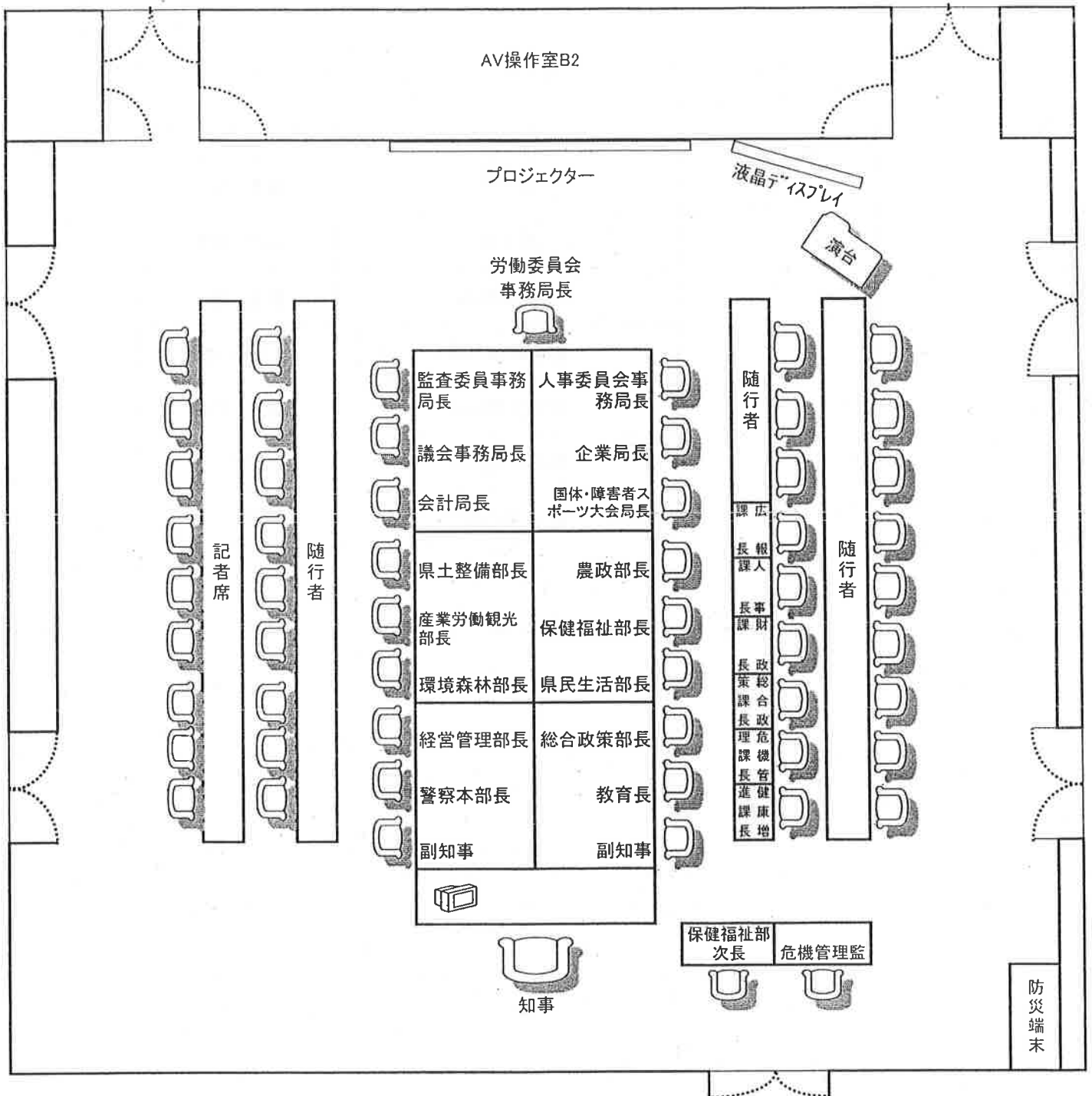
### 3 閉 会



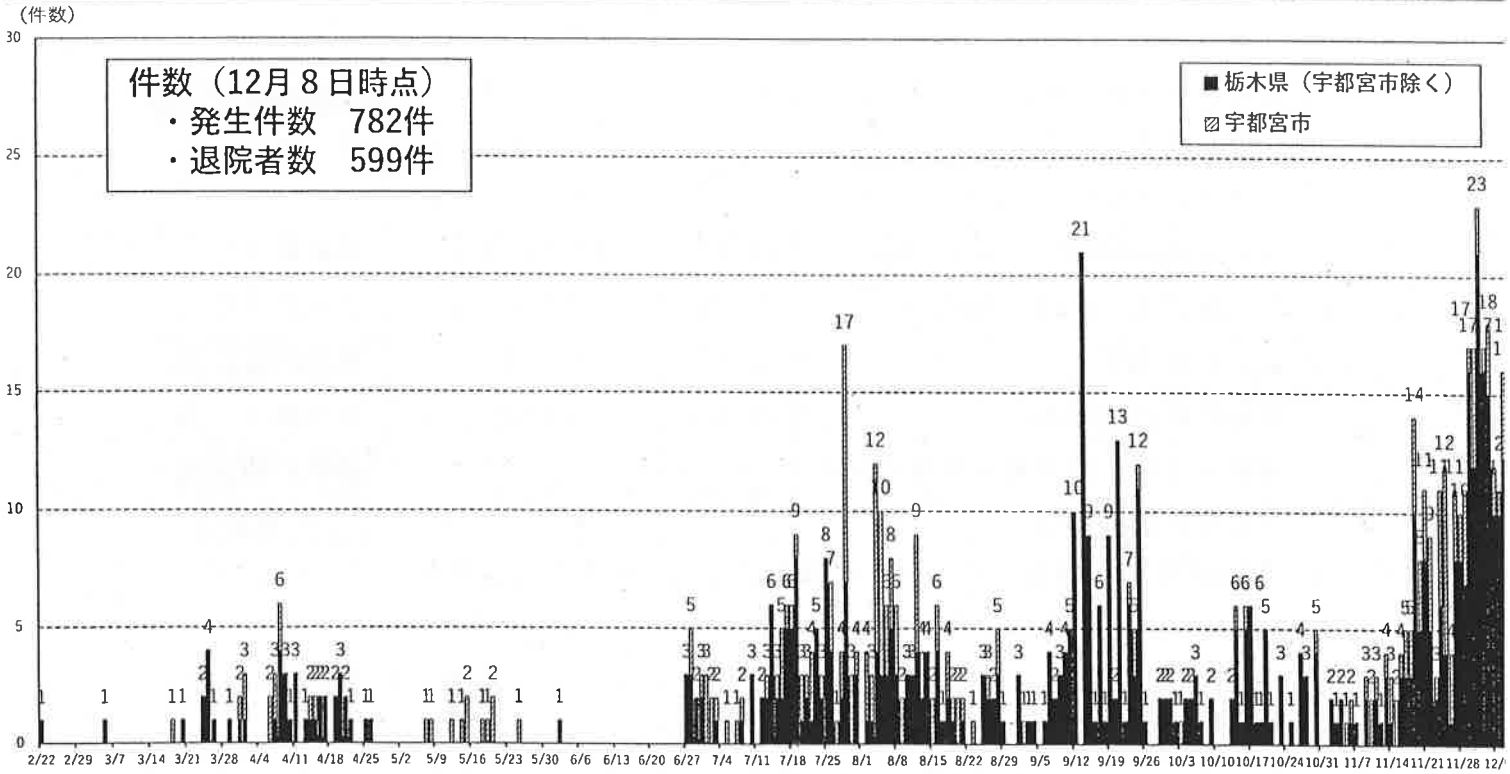
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

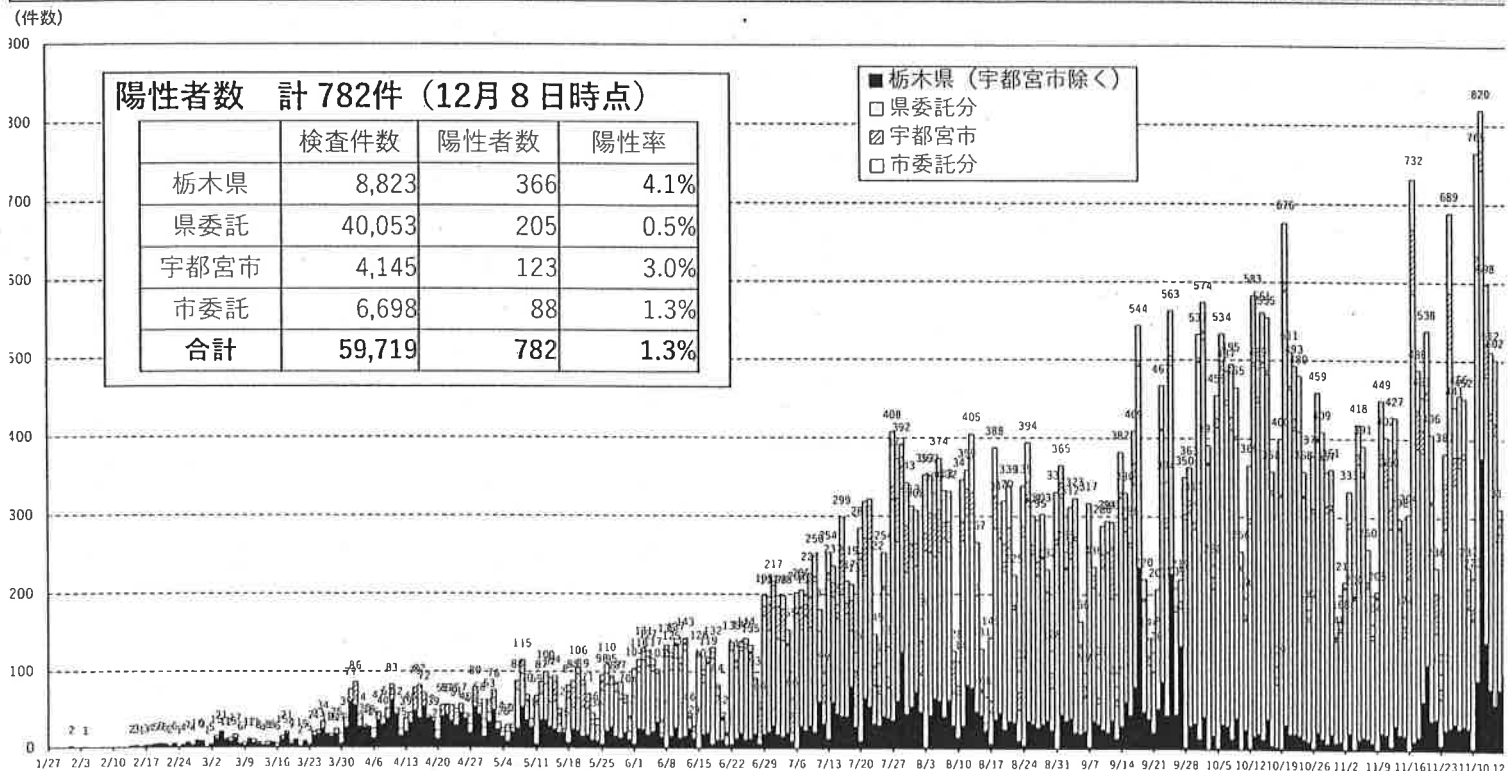
本部会議座席表(危機管理センター本部室)



# 栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況



# 栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数



## 警戒度モニタリング状況等について

### 1 警戒度指標の状況（令和2（2020）年12月8日現在）

指標	現状		警戒度
新規感染者数（直近1週間）	114人	12/2～12/8	特定警戒
新規感染者数（直近1週間と先週1週間の比率）	1.4	12/2～12/8:114 11/25～12/1:82	感染拡大注意
感染経路不明割合（直近1週間）	33.3%	12/2～12/8	感染拡大注意
検査陽性率（直近1週間）	3.1%	12/2～12/8	感染拡大注意
病床の稼働率	41.5%	12/8	感染嚴重注意
重症病症の稼働率	24.4%	12/8	感染拡大注意
確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	30.7%	12/8	感染嚴重注意

- 新規感染者が複数のクラスター発生により急増し、特定警戒レベルになっている。
- 病床の稼働率が、感染嚴重注意レベルに、重症病床の稼働率も感染拡大注意レベルに増加している。

### 2 国内の発生動向

- 新規感染者数は、過去最多の水準が続いており、引き続き最大限の警戒が必要な状況。
- 入院者数、重症者数の増加が続いており、医療提供体制及び公衆衛生体制への負荷が増大・継続している。また、死亡者数も増加している。
- 現在の感染拡大の要因は、基本的な感染予防対策がしっかり行われていないことや、そうした中での人の移動の増加、気温の低下による影響に加えて、人口密度が考えられる。

【12月3日新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料より】

### 3 近隣都県の新規感染者数（12月2日～12月8日）

- 茨城県（85件）、群馬県（44件）、埼玉県（172件）、東京都（584件）では、過去最多の1日当たり新規感染者数を確認している。

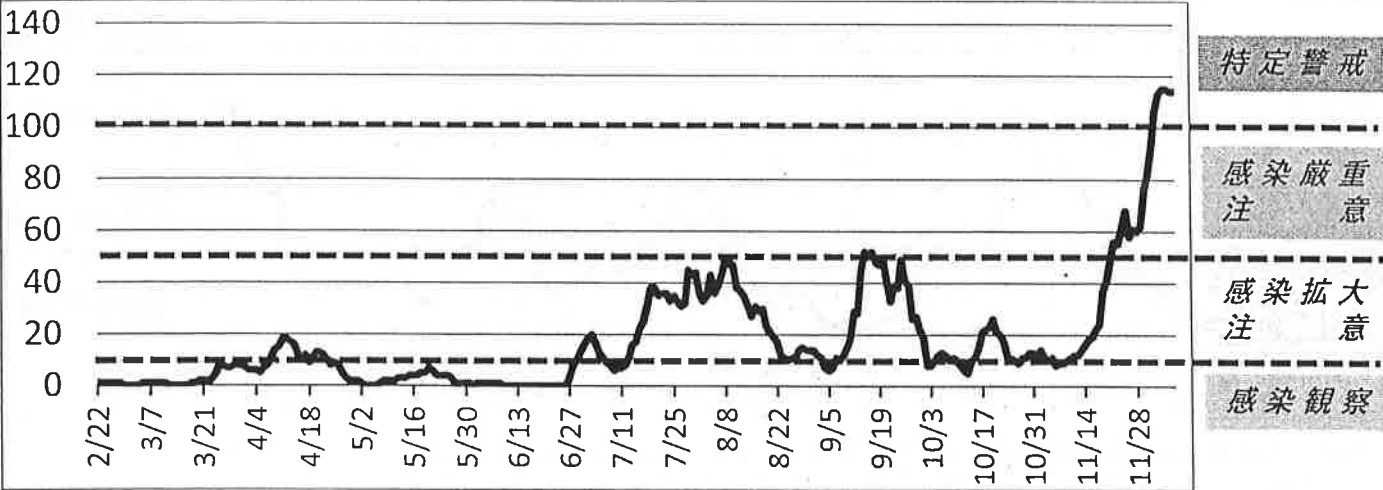
### 4 評価

- 複数のクラスター発生により新規感染者数の指標が特定警戒レベルにあり、病床・重症病床の稼働率も増加傾向にあるものの、それぞれ感染嚴重注意及び感染拡大注意レベルにあるため、全体の警戒度レベルは「感染嚴重注意」を維持する。
- しかしながら、警戒度レベルが「特定警戒」に近づきつつあるという危機意識を持ち、県民・事業者に向け、感染拡大防止の取組への更なる協力を求める必要がある。

# 感 染 状 況

## 新規感染者数（直近1週間）

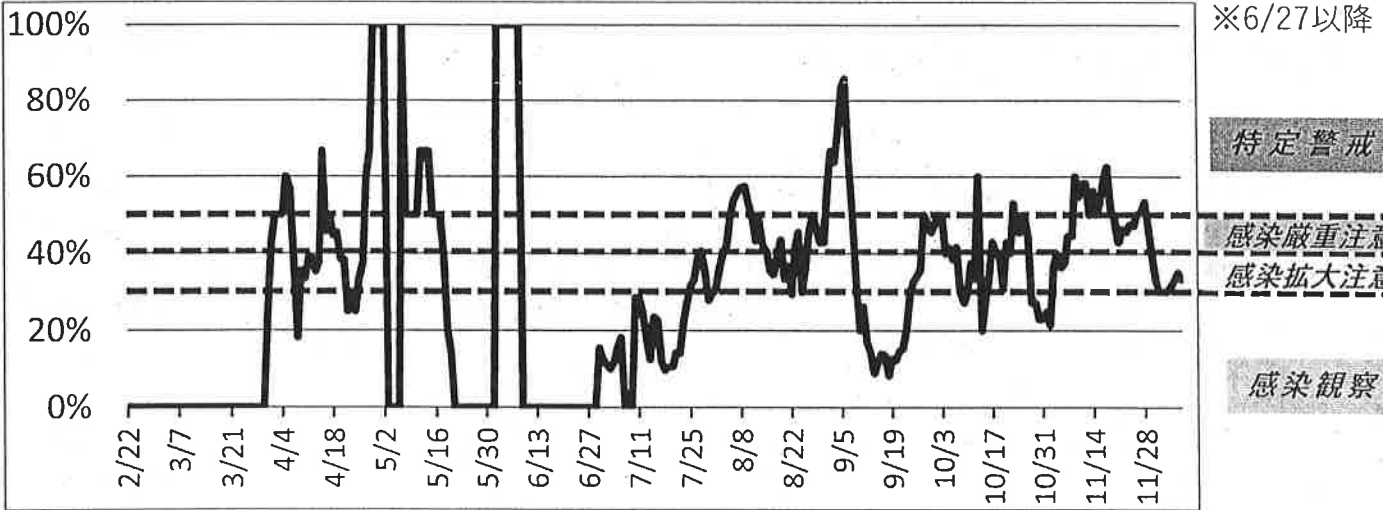
現在値 114人 (12/2~12/8)  
過去最大値 115人 (11/29~12/5)  
(11/30~12/6)



## 感染経路不明割合（直近1週間）

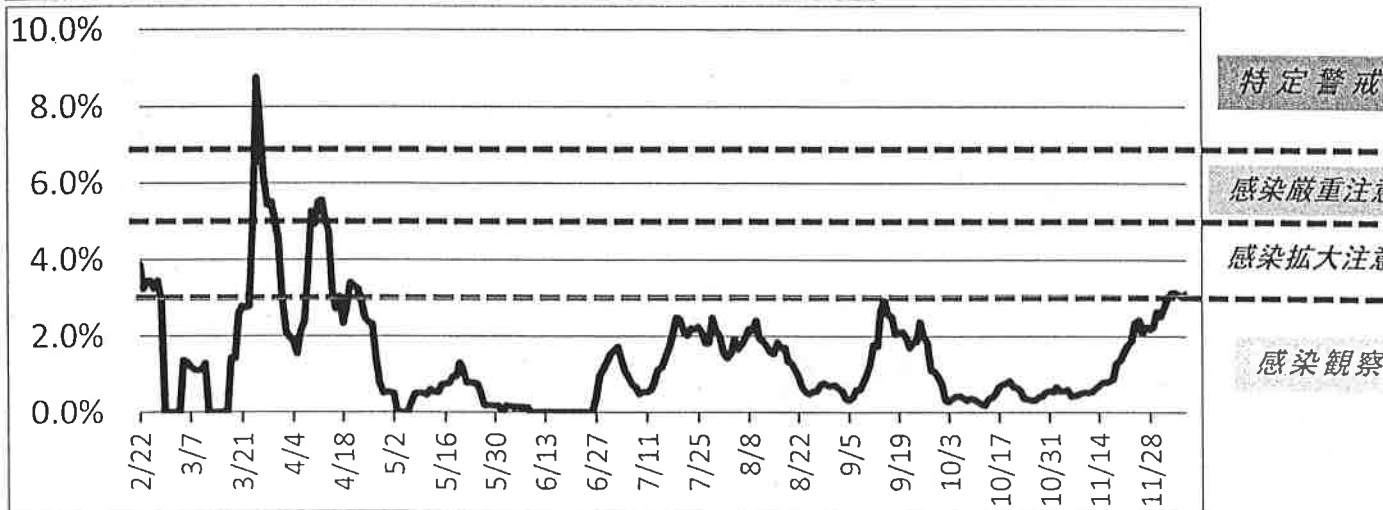
現在値 33.3% (12/2~12/8)  
過去最大値 85.7% (8/31~9/6)

※6/27以降



## 検査陽性率（直近1週間）

現在値 3.1% (12/2~12/8)  
過去最大値 8.8% (3/19~3/25)

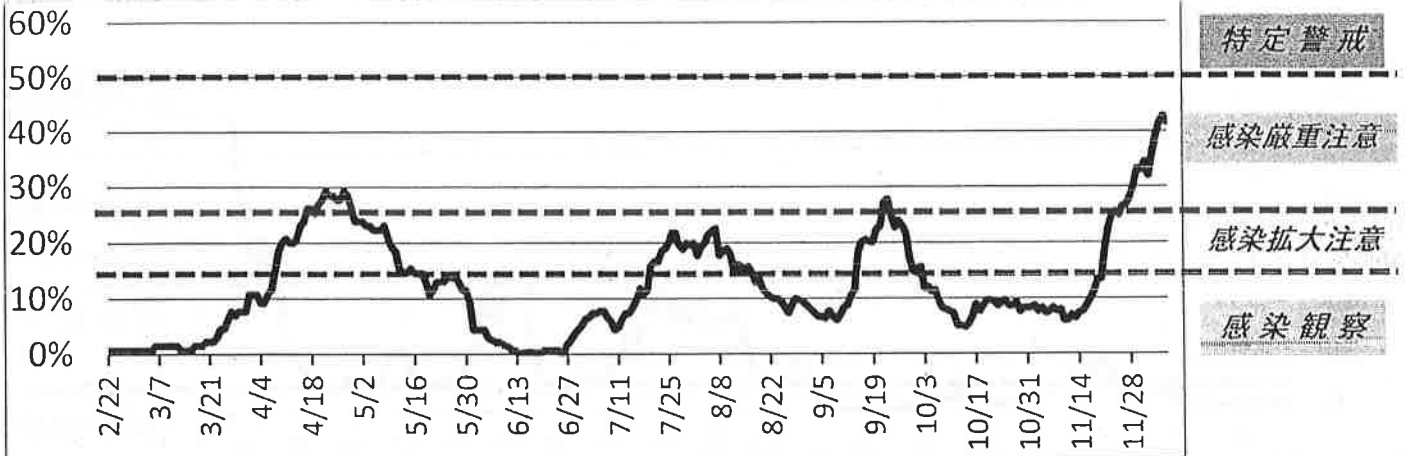


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

# 医療提供体制

## 病床の稼働率

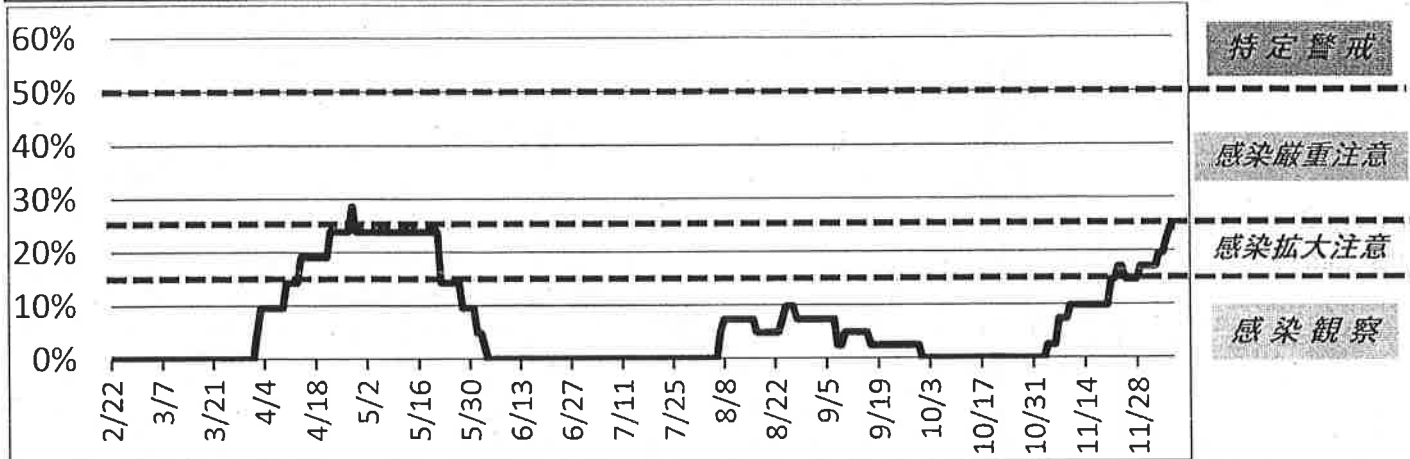
現在値(130床) 41.5% (12/8)  
過去最大値 42.8% (12/7)



※受入病床数：5/31までは130床、6/1から271床、8/8から311床、9/16から313床  
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

## 重症病床の稼働率

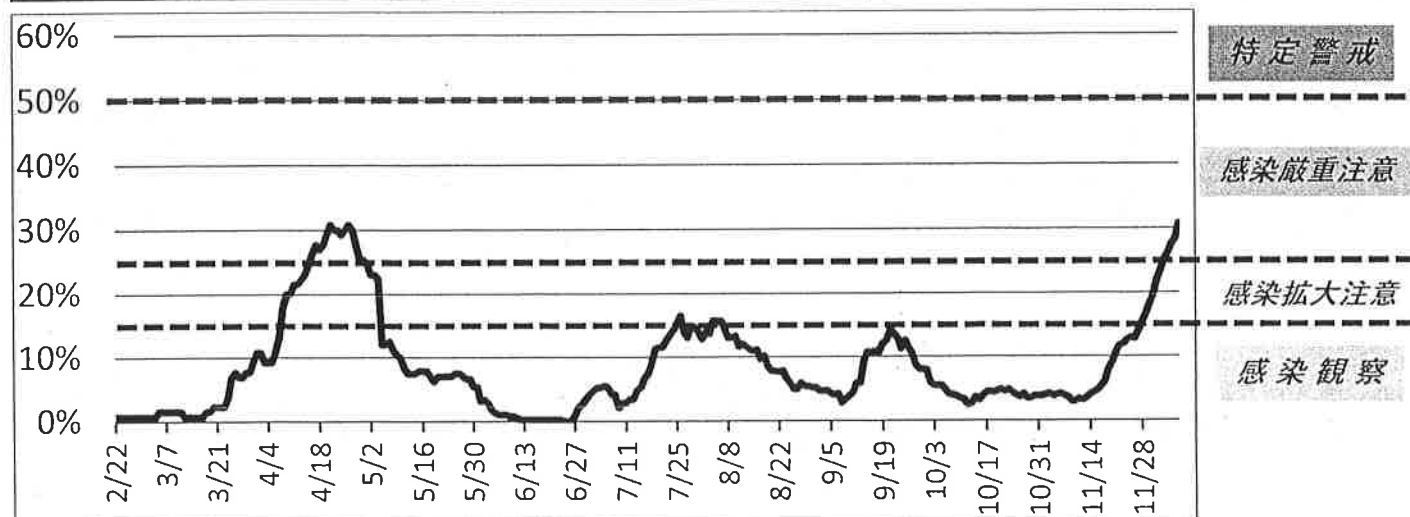
現在値(10床) 24.4% (12/8)  
過去最大値 28.6% (4/28)



※重症病床数：5/31までは受入病床130床のうち21床、6/1から受入病床271床のうち41床、8/8から受入病床311床のうち41床、9/16から受入病床313床のうち41床  
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

## 確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合

現在値(183人) 30.7% (12/8)  
過去最大値 30.8% (4/21、4/26)



※確保病床数・宿泊療養室数：5/4までは130床・室、5/5から241床・室、6/1から381床・室、8/8から422床・室、9/8から595床・室、9/16から597床・室



# 新型コロナウイルス警戒度基準

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
- 感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
  - ⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
  - ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

## 警戒度に関する判断基準

指標		特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満	114人 (12.2-12.8)	115人 (11.29-12.5, 11.30-12.6)	感染嚴重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人(新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミング)とした
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下	直近114人 先週82人 比率1.4	-	
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	33.3% (12.2-12.8)	85.7% (8.31-9.6)	過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満	3.1% (12.2-12.8)	8.8% (3.19-3.25)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	41.5% (12.8)	42.8% (12.7)	受入病床数: 313床 (9/16現在)
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	24.4% (12.8)	28.6% (4.28)	受入病床313床のうち 重症病床数: 41床 (9/16現在)
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	30.7% (12.8)	30.8% (4.21, 4.26)	確保病床数・宿泊療養室数: 597床・室 (9/16現在)

## 各警戒度の状況 (イメージ)

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床逼迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定(推定)できない者の増加や複数のクラスター発生、病床逼迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定(推定)できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。

## 警戒度に応じた行動基準

■県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
県民への要請	【法24⑨、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24⑨による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛(時間帯や飲食店の特徴を考慮) ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24⑨による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24⑨、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請(※条件付での除外もあり得る) ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24⑨による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24⑨による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

## 直近の県の対策

- 11月以降の全国及び本県における新規患者数の増加傾向を受け、11/24に警戒度レベルを「感染嚴重注意」に引き上げ、マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底、感染リスクが高まる「5つの場面」での注意、高齢者・基礎疾患を有する方の対策の徹底等を要請
- 11/27には、クラスター発生防止の観点から、家族以外の大人数での会食や飲み会をできるだけ控えることを新たに依頼

## 感染状況（12/8現在）

	栃木県	茨城県	群馬県	埼玉県
人口10万人あたり 1週間新規感染者数	5.9人	9.3人	9.0人	14.4人
病床稼働率	41.5%	54.4%	41.5%	54.3%
重症病床稼働率	24.4%	37.3%	—	24.8%

栃木県調べ

1

## 栃木県の現状

- 高齢者施設でのクラスター発生、経路不明感染者の継続的な確認
- 新規感染者数が過去最高（1週間当たりの新規感染者数：115人（12/6））
- 病床の稼働率も過去最高（42.8%（12/7））
- 重症病床の稼働率も増加（過去最高の10床 24.4%（12/7））

感染者増 ⇒ 重症者増の恐れ

入院患者増（特に重症者の増）に伴う医療機関への負荷の増大

⇒ 新型コロナウイルス感染症以外の医療提供体制に支障

⇒ 新型コロナウイルス感染症以外にも県民の命が守れなくなるおそれ

さらに厳しい状況（＝特定警戒レベル）への移行を防ぐため、  
感染嚴重注意レベルにおける次の対策（要請）が必要

2

## 感染嚴重注意レベルにおける要請の強化

指標	特定警戒	感染嚴重注意		
		「特定警戒」への移行を防ぐ要請の目安		
病床稼働率	50%以上	40%以上	25%以上	
重症病床稼働率	50%以上	30%以上	25%以上	いずれかの指標が一つでも目安を上回った場合に要請を行う。
確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者の割合	50%以上	40%以上	25%以上	

3

## 栃木県の最近の感染拡大の特徴（10/1～12/8）

- ▶ 全期間中の重症者（28例）のうち60代以上が71.4%  
（重症者のうち基礎疾患がある者は67.9%）
- ▶ 年代別では、60代以上が増加（10/1～12/8において、34.4%が60代以上）

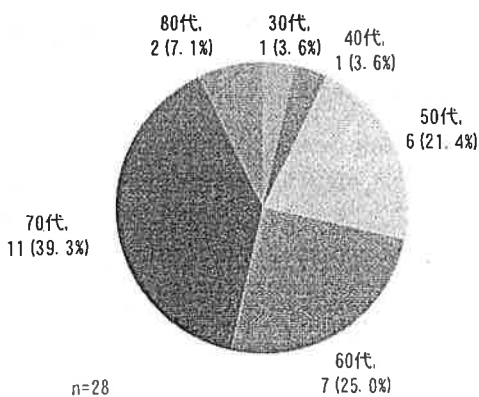


図1 重症者の年代別者割合（全期間）

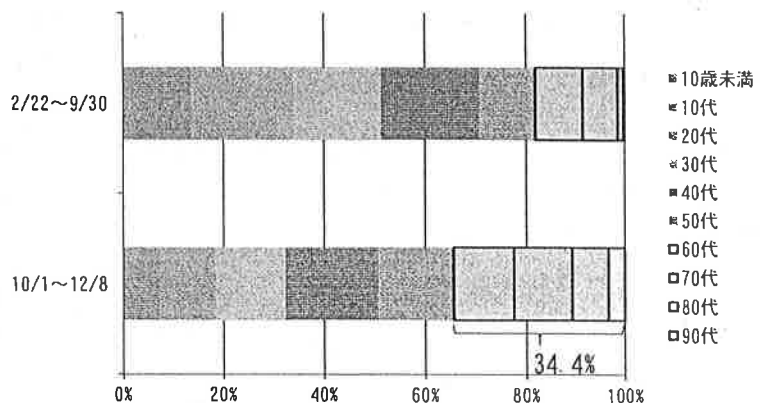


図2 年代別新規感染者割合

4

## 栃木県の最近の感染拡大の特徴（10/1～12/8）

- 感染経路は、「不明」が最多（全症例）
- 「不明」のうち60代以上の割合は33.6%
- 60代以上の感染経路は、「不明」が38.3%で最多  
⇒重症化しやすい高齢者の感染が増加しており、幅広い場面での注意が必要

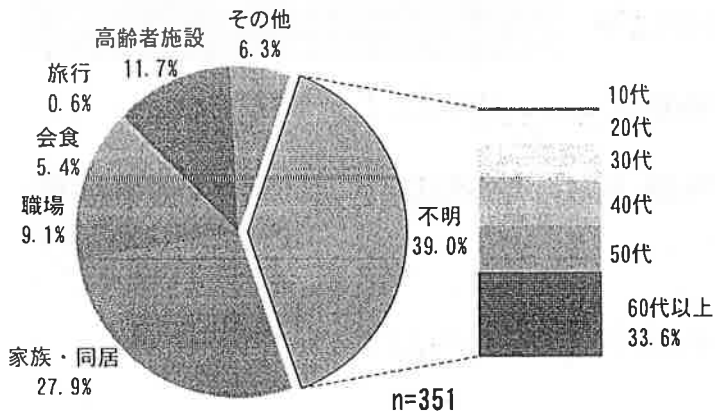


図3 感染経路割合

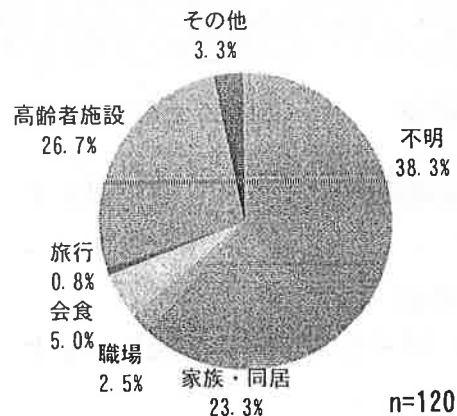


図4 感染経路割合（60代以上）

5

## 栃木県の最近の感染拡大の特徴（10/1～12/8）

- 感染経路が特定できている事例の30.8%が県外由来（全年齢）

⇒本県より感染リスクが高いと考えられる地域への移動に注意が必要

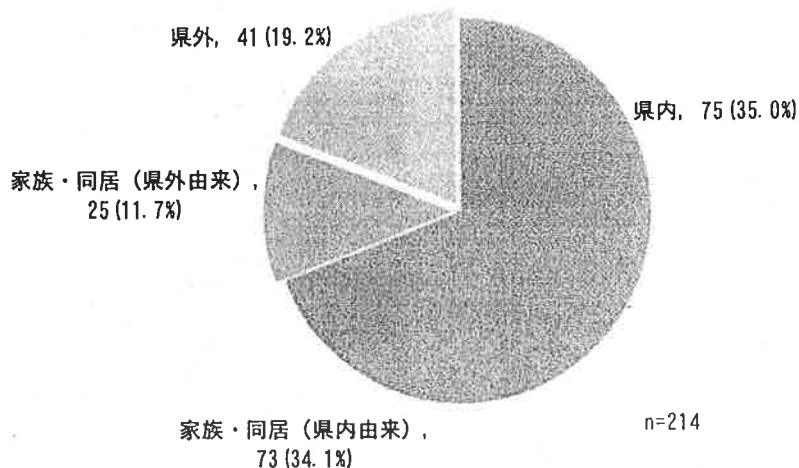


図5 県内・県外感染経路割合

6



## 栃木県の最近の感染拡大の特徴（クラスター関係）

	管轄保健所 (地域)	クラスター	発生場所	発生期間 初発～最終確認日 (家族等)	感染者数(名)	原因	主な対策	
9	県南 (小山市)	同僚	職場	11/24～12/1 (～12/3)	同僚：7 (家族等：5)	12	○職場における感染対策不足 (手指消毒・室内衛生管理等) ○会話等の密接場面 (マスク未着用) ○食事及び休憩室での感染対策 不十分	・施設への感染防止対策の 指導 ・社員教育の徹底を指導
10	安足 (足利市)	施設	施設	11/30～12/2 (～12/4)	入所者：14 職員：9 (家族等：3)	26	○外部からの持ち込み ○施設における感染対策不足 (手指消毒・防護具の取扱い・ 室内衛生管理等)	・施設への感染防止対策の 指導 ・職員教育の徹底を指導
11	安足 (足利市)	施設	施設	12/1～12/2 (～12/3)	入所者：3 職員：2 (家族等：2)	7	○外部からの持ち込み ○職員と利用者における食事の場 の共有 ○施設における感染対策不足 (室内衛生管理等)	・ゾーニング分け ・施設への感染防止対策の 指導 ・職員教育の徹底を指導
12	安足 (佐野市)	施設	施設	12/2～12/8	入所者：9 職員：5	14	○外部からの持ち込み ○施設における感染対策不足(手 指消毒・防護具の取扱い・室内衛生 管理等)	・施設への感染防止対策の 指導 ・職員教育の徹底を指導

7

## 特定警戒レベルへの移行を防ぐための要請（案）

### 「感染嚴重注意」における協力要請に次の事項を追加

#### 【県民に対する協力要請】（特措法第24条第9項）

##### ➤ 感染リスクが高い場面を避けることを要請

- ・大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛
- ・マスクなしでの会話の自粛

##### ➤ 感染拡大地域※への外出に関する要請

- ・感染拡大地域への不要不急の外出はできるだけ避けることを要請
- ・感染拡大地域への外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請

※感染拡大地域とは、Go To トラベル事業の除外や高齢者等の利用の自粛が呼びかけられている地域とする。

##### ➤ ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）に対し外出時の慎重な対応を要請

#### 【事業者に対する協力要請】

- ・テレワーク等の制度活用の推進
- ・オンラインビジネスの推奨

8

## 警戒度レベル「感染嚴重注意」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2(2020)年12月10日(木)～12月31日(木) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

### ●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請  
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)  
■特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請（大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛）
- ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控えるよう要請
- ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・感染拡大地域※への外出に関する要請
  - 感染拡大地域への不要不急の外出はできるだけ避けることを要請
  - 感染拡大地域への外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するとともに外出時の慎重な対応を要請

※感染拡大地域とは、Go To トラベル事業の除外や高齢者等の利用の自粛が呼びかけられている地域とする。

### ●事業者に対する協力要請

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請（特措法第24条第9項）
- ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項）
- ・テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨

催物（イベント等）の開催に関する協力依頼については別途定める

9

## 特定警戒レベルへの移行を防ぐための 感染が拡大している市町との連携強化

### 1 感染防止に関する周知の強化

- 高齢者施設におけるクラスター発生の原因を分析し、具体的な感染防止対策のポイントについて、施設所在地の市町等と連携しながら、高齢者施設をはじめとした社会福祉施設に対し、周知徹底を図る。また、同様の取組について他市町への横展開を行う。
- 市町広報媒体の活用
- 県のLINE「とちまる安心通知」による地域限定周知の実施

### 2 高齢者施設における検査の徹底

- 利用者又は職員に感染者が確認された場合、原則として利用者及び職員全員の検査を実施

※感染が拡大している市町とは、人口10万人あたり1週間新規感染者数15人以上を目安とする

10

## 市町別人口10万人あたり1週間新規感染者数

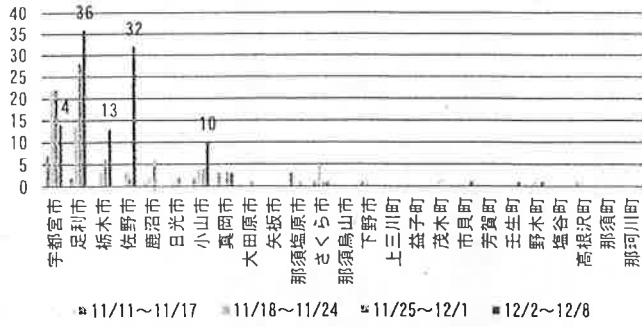


図6 1週間新規感染者数の推移(実数)

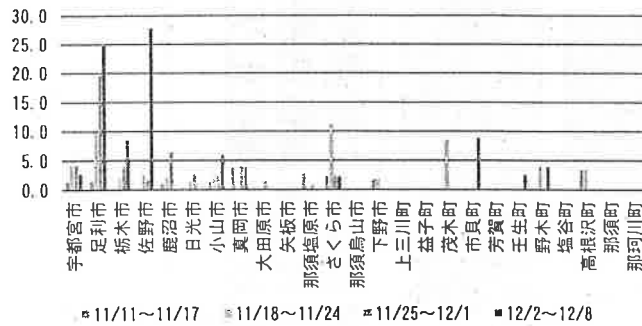


図7 人口10万人あたり1週間新規感染者数の推移

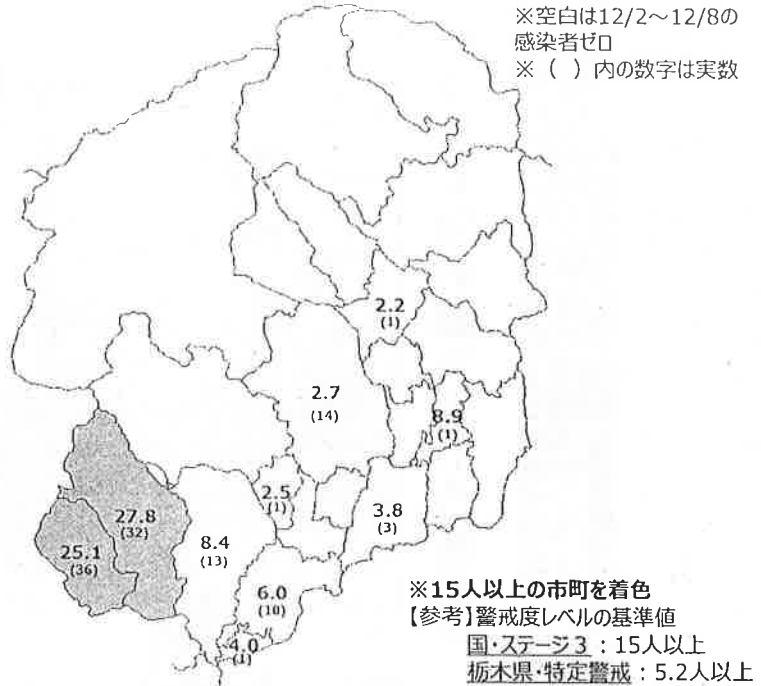


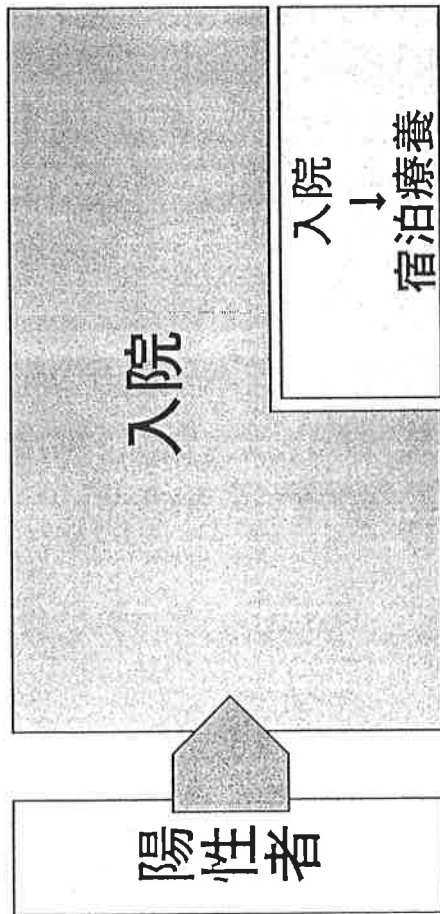
図8 人口10万人あたり1週間新規感染者数(12/2~12/8) 11

## 県民の皆様へのお願い

- 高齢者施設におけるクラスターに関連し、施設や職員に対する誹謗・中傷等はありません。
- 県と全市町は共同で、「感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等は、決して許さない」という、「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」を行っています。
- 大切な人や暮らしを守るために、県民の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

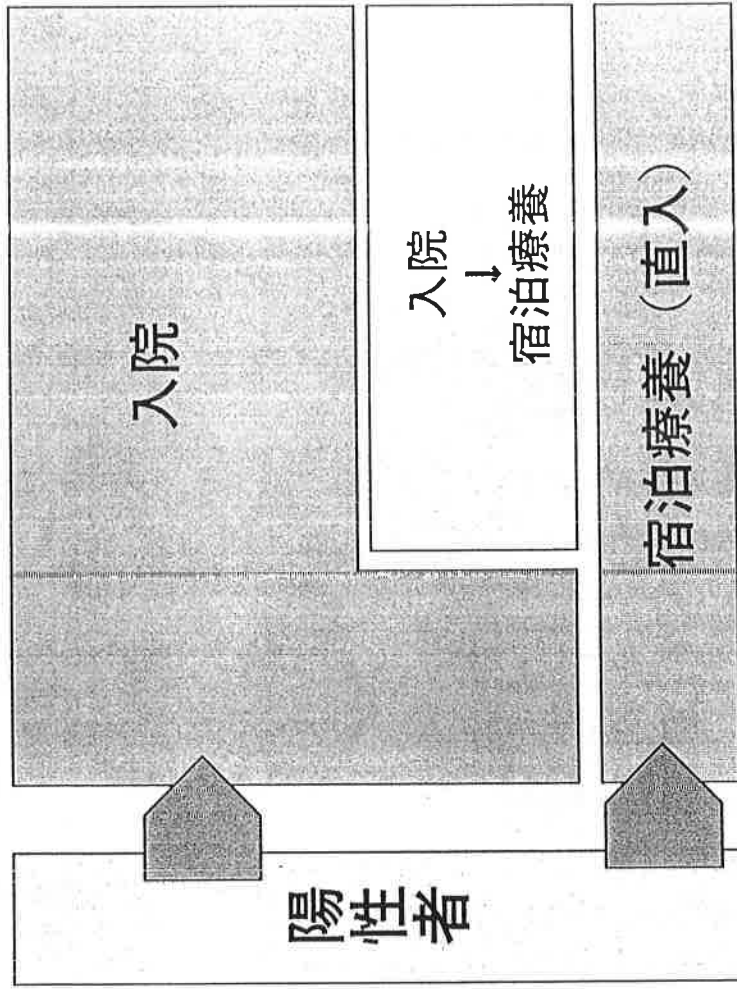
病床ひっ迫が懸念される時期の入院等について

〈病床に余裕がある状況〉



- ・ 全数入院
- ・ 発症日から 7日間経過後、入院継続不要と判断される者は 宿泊療養へ移行

〈病床ひっ迫が懸念される状況〉



- ・ 発症日からの 経過期間を問わず、入院継続不要と判断される者は 宿泊療養へ移行
- ・ 無症状かつ重症化リスクが無い者は 宿泊療養施設に直入



## 「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」

不当な差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等は決して許されません。

新型コロナは、誰もが感染しうる病気です。私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではありません。

感染された方やその家族等への偏見や差別、誹謗中傷等は、対象となる人の心身を深く傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、差別を恐れて受診をためらうなどの行動に繋がりを、更なる感染の拡大という負の連鎖を招きかねません。

県と市町は、県民の皆さまと一緒に、大切な人や暮らしを守るため、“おもいやり”と“やさしさ”を持って、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます。

- ◇ 感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等は、決して許しません！
- ◇ 医療従事者をはじめ、わたしたちの健康や暮らしを支えるために奮闘されている方々に心から感謝し、エールをおくります！
- ◇ 県外から来られる方々を非難せず、お互いに尊重し合います！
- ◇ 県民の皆さまとともに、互いの立場をおもいやる心とやさしさを忘れず、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます！

### 偏見や差別、心ない言動の例～身近なところで起こっていませんか？

- 感染した人やその家族及び関係者に対する誹謗中傷
- 治療を終えて復帰した人への差別や嫌がらせ
- 医療従事者の家族に対する、出勤拒否や登園拒否
- 医療従事者の入店拒否やタクシー乗車拒否
- 感染した人の住所や勤務先の詮索、根拠のない情報の拡散
- インターネット、SNS 上での誹謗中傷
- 感染した人の勤務先や利用した店等への嫌がらせ
- 県外への通勤者や県外からの来訪者（県外ナンバー車両）への非難
- マスクをしていない人への非難（※様々な事情からマスクの装着が困難な方がいます）
- 外国出身者への嫌がらせや暴言
- スーパー・ドラッグストア従業員や配達業者の方々への暴言

～互いの立場を思いやる心とやさしさを持って行動しましょう～

お問い合わせ  
栃木県人権・青少年男女参画課  
人権施策推進室  
電話：028-623-3027

とちまるくんは、宇都宮地方法務局から  
「じんけん大使」を委嘱されています！



